

3. 案件

(1) 長岡第六小学校エレベーター等整備工事

意見・質問	回答等
○入札価格がどの業者も 10 万円以内の差に納まり、落札率も非常に高くなっている。理由については、何が考えられるのか。 ○落札率が 99.9%であり、他 2 社の入札価格もほぼ同程度の高い価格であったのは、エレベーター工事によるものか、第六小学校の現場条件によるものか、どちらが要因として考えられるのか。	・本工事は中学校給食関係の整備事業によるものであり、これまでに同様なエレベーター工事の実績があるため、それを踏まえて各業者が積算された結果、価格が近くなったものと考えています。 - また、落札率については、第六小学校内で別途工事として小学校と保育所の複合化工事を行っており、工事を行うためには相互の調整が必須であり、これが工事積算に反映されたものと考えています。 ・第六小学校内での別途工事との調整が必要であるという現場条件のためと考えています。

(2) 長岡公園テニスコート改修工事その 2

意見・質問	回答等
○入札価格の差が大きい、この理由には何が考えられるのか。 ○入札参加資格として、近隣府県まで範囲を広げたのは、なぜか。京都府下だけでも良いのでは、ないのか。 ○発注基準には、近隣府県等の明記がないように思われるが、何に基づいて本件の発注基準を定めたのか。 ○「その他工事」とした上で土木工事の最希望業者を要件としたということか。 ○アスファルト舗装は土木業者が対応できるが、その上の人工芝については特殊技術を要するため、近隣府県まで公募を広げなければ公平な競争や能力を持つ業者の確保が難しいということか。	・発注時期が年度当初ということもあり、多くの業者が入札に参加したためと考えています。 ・市内にはテニスコートの人工芝舗装を施工する専門業者がほとんどいないこと、また工事特性上、多くの施工実績が必要と考え、広範囲にて公募しています。 ・公募選定基準より、「その他工事」として設定しています。 理由として、本工事は土木工事ではありますが、テニス大会が開催されるなど特殊性があり、別途テニスコートの施工実績を求めているためです。 ・そのとおりです。工事内容として、人工芝の下地にアスファルト舗装を設けるため、土木業者での施工が必須となります。ただし、人工芝を貼るためにはアスファルト舗装に高い施工精度と特殊技術が求められるため、施工可能な業者を確保するために近畿圏まで広く公募する必要があります。 ・そのとおりです。

(3) 市道第 4 0 2 1 号線舗装改修工事

意見・質問	回答等
○ 入札参加資格として、市内・準市内業者と登録 3 年目の者については施工実績と成績評定を求めないとあるが、理由は何か。	・ 公募選定基準では、ほ装工事の 130 万円以上 2,500 万円未満の工事では、市内・準市内業者と登録 3 年目までの府内業者には施工実績を求めています。 理由として、市内業者育成の観点及び登録 3 年目までの府内業者については事業開始後少ない年数からでも入札へ参加できる機会を設けています。

(4) 東第2浄水場薬注機取替工事

意見・質問	回答等
○入札参加可能業者数が 62 社に対して参加申込業者数が 2 社であるのは、本工事が特殊な工事であるためか。 ○何が特殊なのか。 ○今後、取替えは何年毎に行うのか。	・本薬注機には次亜塩素酸ナトリウムという薬液を用いますが、これを取扱う業者が少ないためと考えています。 ・次亜塩素酸ナトリウムの薬液に耐えることのできるモーター等の機器が特殊になります。 ・通常は 15 年毎です。 ただし、本薬注機については設置から約 35 年取替えることなく修理で対応してきましたが機械本体の製造中止が決まり、修理部品も手に入らなくなるため、今回設置している 3 台すべての機械の取替えを行っています。

(5) 長岡 1 丁目地内配水管布設替工事その 2

意見・質問	回答等
○入札価格がほぼ同じであるが、理由には何が考えられるのか。 ○入札参加可能業者数 9 社に対して 7 社が参加申込を行っており、参加率が高くなっている。理由については、何が考えられるのか。	・水道用品の見積先は限られており、また労務費は今までの工事実績から積算された結果、差が出にくくなったと考えられます。 ・水道管工事については、普段から全体的に参加率が高い傾向にあると思われます。主任技術者等が他の工事と重複していない限りは、積極的に参加されていると思われます。

(6) 深田保育所廊下・遊戯室床修繕

意見・質問	回答等
○ 入札参加申込業者について 2 社申込を行い、1 社が辞退しているが、理由には何が考えられるのか。 ○ 予定価格が 150 万円に対して、落札価格が 100 万円となっているが、民間工事の受注が増え、多忙になっているのであれば、落札金額はもっと高額になるのではないのか。この理由について、何が考えられるのか。	・ 6 月の大阪北部地震の影響で民間工事の受注が非常に増えており、公共工事まで人が回らないためと考えています。 ・ わかりません。

(7) 西山公園体育館システム天井修繕

意見・質問	回答等
○決定金額は、(株)きんでんの見積額ということなのか。	・ そのとおりです。
○金額決定の際には、業者には事前に市の予算額を提示していたのか、業者の見積額をそのまま採用したのか、どちらになるのか。	・ 予定価格は事前に公表していません。 予定価格については、事前に参考見積を徴取し、市の積算基準等を踏まえた上で予定価格を設定しています。契約については、見積額がこちらの設計した金額(予定価格)の範囲内であることを確認し契約しています。
○市の方で事前に積算をしていたとはいえ、値段交渉は行ったのか。決定金額だけでは見積額と設計額が分かりにくい。	・ 7 月末のバドミントン大会までに工事を完了させるには、通常の入札手続きでは期間的に間に合わないため、特命随意契約を行っています。また、その性質上競争性が働かないため、設計価格は非公表としており、見積額が予定価格以上であれば交渉を行います。
○特命随意契約はどのような場合に行うのか。	・ 緊急の場合やその業者しか扱えない特許などを用いる必要がある場合に行います。
○地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の決定は、誰がどのようにして行ったのか。	・ 6 月 28 日の業者選定委員会で決定しました。
○設計金額と見積金額との差は公表しないのか。	・ 予定価格は公表していません。
○システム天井の工事は、一般的なもののなのか、施工業者でなければ工事ができないもののなのか。	・ 一般的な工事です。
○選定理由より、通常では調達に 1 か月を要する部材の速やかな調達が可能なため、(株)きんでんに決定とあるが、部材の調達が 1 か月要するとは、誰からの情報なのか。	・ 市内の工務店等、同業他社にヒアリングを行い、分かった情報です。
○通常の競争入札ができたのではないのか。急ぐ必要があったため、緊急の特命随意契約としたのか。	・ 限られた期間の中で工事を終わらせる必要があったため、期間内に部材を調達できる業者を選定し特命随意契約を行っています。

7) 西山公園体育館システム天井修繕

意見・質問	回答等
○第 5 号の緊急性を適用する条件として、俵きんでんしか工事ができない理由をもう少し分かり易く記載すべきではないか。ここでの緊急性とは俵きんでん以外は工事ができないということか。 ○もしもヒアリングで 2 社が期間内にできると言ったら、どのようにしていたのか。 ○通常の入札手続きであれば、入札から工事着手までどれくらいの期間を要するのか。 ○1 か月半要すると 7 月末のバドミントン大会に間に合わないため、特命随意契約を行ったということか。 ○もしもバドミントン大会がなければ、通常の入札手続きを行っていたのか。 (委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。 ただし、業者選定理由について以下の点に留意するようにお願いします。 選定理由について、分かりにくい部分があったので、もう少し具体的に記載するようにしてください。また、特命随意契約は一般競争入札とは異なり特別な理由の上で成立するものなので、例えば緊急に工事する必要であり入札を行う時間的余裕がないなど、その選定理由について詳しく記載するようにしてください。	・そのとおりです。今後、決定理由をより分かり易く記載するよう検討します。 ・短い期間で業者選定から工事完了まで行う事ができる方法を探っていくと思います。 ・1 か月半程度かかります。 ・そのとおりです。 ・通常の入札手続きをとっていたと思います。